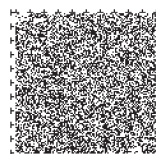


## 第5章 計画の基本目標に向けた取組



# 第5章 計画の基本目標に向けた取組

## 基本目標1 地域力の強化

全ての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

### 取組の方針（1）地域福祉活動の促進

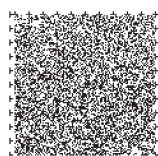
地域住民自身が地域課題に気付き、課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に参加するなどの地域福祉活動の促進のため、地域福祉を担う人材の育成、地域の居場所づくりや見守り活動の活性化、地域活動・ボランティア活動の支援、各団体が連携できる仕組みづくりを行います。

#### 施策① 地域福祉を担う人材の育成と支援

##### 事業番号1. 地域の担い手の育成と支援

地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。

取組	内容
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図る。
民生委員・児童委員活動への支援	・ 民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、新たな福祉エリアにおいても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。
関係団体への支援	・ 府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。



## 施策② 地域活動・ボランティア活動の充実

### 事業番号2. 地域の居場所及び見守り機能の強化

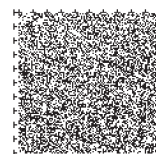
高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めます。

取組	内容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。</li> </ul>
認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築する。</li> <li>認知症カフェの立ち上げ及び運営を支援する。</li> </ul>
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流、地域活動を支援する。</li> </ul>
地域における子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図る。</li> </ul>

### 事業番号3. 市民の自主活動への支援

市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取組	内容
自主的な健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりに向けた啓発を図る。</li> <li>地域において自主的に健康づくりを実践している個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として活動を支援する。</li> </ul>
文化センター等を活用した福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。</li> <li>文化センター等を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図る。</li> </ul>
交流活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動センターの運営を通じて、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流の場を提供する。</li> </ul>
地域での自主的な福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>わがまち支えあい協議会等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。</li> </ul>



取組	内容
あらゆる市民の地域参加の促進	・ 知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、活動を始めた人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。
小地域活動の推進	・ 自治会・町会等の活動を推進するための支援を行う。
地域活動のための自主財源の確保に対する支援	・ 市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。
活動拠点の拡充	・ 地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。

### 施策③ 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1-1】

#### 事業番号4. 地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化

福祉エリアごとに住民や地域で活動する団体等が連携しながら、主体的に地域生活課題を解決する体制を構築します。

取組	内容
地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	・ 各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を行う等、機能を強化する。

#### 事業番号5. 情報交換の場の設置

福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。

取組	内容
情報交換の場の設置	・ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びNPO等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等も含めた情報交換を行う。

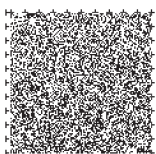
## 取組の方針（2）多様な主体との協働の推進

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

### 施策① 市民及び企業等との協働の推進

#### 事業番号6. 市民及び企業等との協働の取組の推進

市と市民及び企業等との協働の取組を推進します。



取組	内容
多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO・ボランティア団体、大学、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図る。</li> <li>・ 福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働き掛けを行う。</li> </ul>
地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。</li> <li>・ 保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。</li> </ul>

### 取組の方針（3）地域の防災対策の推進

高齢者や障害のある人等、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

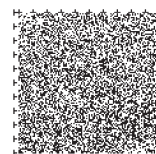
また、地域における防災対策のための取組が、市民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう図ります。

#### 施策① 地域の防災対策の推進【重点1-2】

##### 事業番号7. 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。

取組	内容
避難行動要支援者支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。</li> <li>・ 平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、見直しを検討する。</li> </ul>
避難所の課題の精査及び対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校及び地域が主体となり避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等の課題を精査し、対応を検討する。</li> </ul>



取組	内容
防災マップの充実	・ ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。
社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	・ 災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所として、福祉施設等を利用できるように防災協定を結び、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。

#### 事業番号8. 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】

地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。

取組	内容
防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	・ 地域における防災についての意識啓発や、防災をテーマとした情報交換等の場づくりを行う。

## 取組の方針（４）地域の防犯対策の推進

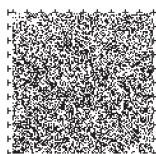
高齢者や子ども等を犯罪から守るため、地域の防犯対策の強化を図ります。

### 施策① 防犯意識の向上

#### 事業番号9. 防犯意識の向上

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。

取組	内容
防犯意識の向上	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図る。また、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。
犯罪に関する情報提供の充実	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。
自主防犯パトロール活動の支援	・ 府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自主防犯パトロール活動を支援する。



## 基本目標2 包括的支援体制の整備

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

### 取組の方針（1）情報提供の充実

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

#### 施策① 福祉情報提供体制の充実

##### 事業番号10. 福祉情報提供体制の充実

誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実します。

取組	内容
分かりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉情報冊子・パンフレット等による、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。</li> <li>情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。</li> </ul>
使いやすい制度についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるよう、様々な制度について情報提供の充実に努める。</li> </ul>

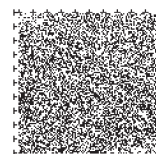
### 取組の方針（2）地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築

身近な地域で相談支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、複合化・複雑化した課題の解決に向けて包括的に支援する体制を構築します。

#### 施策① 身近な相談機能の充実

##### 事業番号11. 身近な相談機能の充実

地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会を充実する等、身近な地域における相談機能を強化します。



取組	内容
身近な相談窓口の充実	・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターと連携し相談体制の整備を進める。
利用者の立場に立った相談体制の充実	・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。
苦情相談窓口の充実	・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。

## 施策② 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1-3】

### 事業番号12. 福祉の総合相談窓口の設置

様々な福祉分野の問題を1か所で相談できる総合相談窓口の整備を進めます。

取組	内容
総合相談窓口の整備	・ 様々な福祉分野の問題を相談できる総合相談窓口の整備を進める。

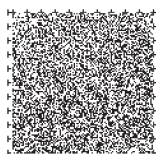
### 事業番号13. 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】

分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取組	内容
福祉課題の共有	・ 福祉課題の共有と解決のため、庁内及び関係機関との連携体制の確保に努める。
相談窓口の連携強化	・ 地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター等の相談窓口間の連携を強化する。
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	・ 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世帯について、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図る。また、地域福祉コーディネーターが関係機関等の調整を図る。

## 取組の方針（3）社会福祉協議会との連携強化

府中市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進のための取組を連携して進めます。





## 施策① 社会福祉協議会との連携

### 事業番号14. 地域福祉活動推進事業の支援

地域福祉活動計画の推進を支援します。

取組	内容
地域福祉活動推進事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。</li> </ul>

## 取組の方針（4）権利擁護の推進、虐待防止の推進

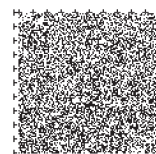
認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方の生活が守られ、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進による権利擁護を推進します。また、高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待の防止を推進します。

## 施策① 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）【重点2-1】

### 事業番号15. 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。また、引き続き、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。

取組	内容
地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、保健、医療、福祉及び司法等の様々な専門機関から構成される協議会を設置する。</li> <li>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関とするため、権利擁護センターふちゅうの機能を強化する。</li> </ul>
成年後見制度に関する相談・広報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充する。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図る。</li> </ul>
市民後見人等の養成及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行う。</li> </ul>



## 施策② 虐待防止の推進

### 事業番号16. 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。

取組	内容
虐待防止対策の推進	・ 虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。

## 取組の方針（5）自立と社会参加への支援

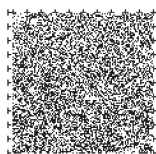
様々な課題を抱える人も含めた全ての人々が、自立や社会に参加しながら暮らすことができるよう、相談支援、就労や住居確保のための支援など社会参加に向けた支援を行います。

## 施策① 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2-2】

### 事業番号17. 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取組	内容
就労及び住居の確保支援	・ ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。 ・ 就労及び住居の確保について支援する。
保健医療及び福祉サービスの利用促進	・ 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげる。 ・ 薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進する。
非行防止等の取組の推進	・ 青少年の健全な育成のための事業を推進する。
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	・ 府中地区保護司会等の活動の促進を支援する。 ・ 社会を明るくする運動を推進する。
国・民間団体等との連携強化等	・ 国、都、保護観察所、刑務所等との連携を強化し、再犯防止を推進する。



## 施策② セーフティネットの充実【重点2-3】

### 事業番号18. 生活困窮者の自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

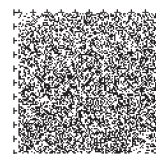
取組	内容
生活困窮者の自立相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。</li> </ul>
生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク等と連携し就労支援を行い、早期就労を図る。</li> <li>生活リズムの崩れや就労経験がないなど、就労に向けた準備が整っていない方に対し、基礎能力向上を支援する。</li> </ul>
生活困窮者の住居確保給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住が不安定な離職者等に対して、求職期間中の家賃を支給し、生活再建を支える。</li> </ul>
生活困窮者の家計改善支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計の改善のため、家計状況の把握、収支バランスの改善、負債整理等を支援する。</li> </ul>
生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援により、健全な育成の促進、進学・就職に向けた支援を行う。</li> </ul>

## 施策③ 住宅確保に関する支援

### 事業番号19. 住宅確保に関する支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めます。

取組	内容
住宅確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援協議会による住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。</li> <li>高齢者や障害のある人及びひとり親世帯向けの公営住宅の確保に努める。</li> <li>高齢者、障害のある人が地域で共同生活するためのグループホームの整備を推進する。</li> <li>社会福祉協議会による住宅に困窮する高齢者や障害のある人への民間賃貸住宅のあっ旋、入居支援を行う。</li> </ul>



#### 施策④ 就業による社会参加への支援

##### 事業番号20. 就業機会の拡大

高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。

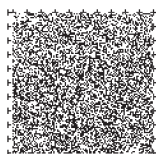
取組	内容
就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大する。</li><li>・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援する。</li><li>・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。</li><li>・ ひとり親の就職を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業等を実施する。</li></ul>

#### 施策⑤ ひきこもりに関する支援

##### 事業番号21. ひきこもりに関する支援【新規】

ひきこもり等に悩む人や家族の支援を行います。

取組	内容
ひきこもりに関する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行う。</li></ul>



## 取組の方針（6）福祉サービスの質の確保

利用者が適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

### 施策① 事業者・事業者団体への支援

#### 事業番号22. 福祉サービス事業者への運営支援及び指導

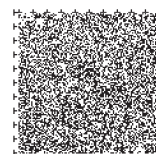
福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。

取組	内容
福祉サービス提供事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した避難行動要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅等において、サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等を活用して、サービス提供事業者の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。</li> </ul>
事業者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。</li> </ul>
福祉サービス事業者への運営指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保を図る。</li> </ul>
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。</li> </ul>
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。</li> </ul>

#### 事業番号23. 専門的な人材確保のための支援

福祉分野での人材を確保します。

取組	内容
専門的な人材確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士資格取得費用助成事業及び介護職員初任者研修費用助成事業を実施し、専門的な人材の確保について支援する。</li> </ul>



## 基本目標 3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

### 取組の方針（1）健康づくり・介護予防の推進

生き生きと健康に暮らし続けるためには、市民一人一人が日頃から自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。それぞれのライフステージに合わせた健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

#### 施策① 健康づくりへの支援

##### 事業番号24. ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進します。

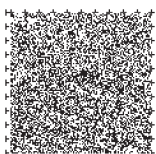
取組	内容
医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>医療機関と連携した健康教育事業を実施する。</li><li>かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。</li></ul>
こころの健康を守る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>こころの健康に関する相談窓口を充実するとともに、ストレス等への対応等、こころの健康についての啓発活動を行う。</li></ul>
各種健康診査・検診等の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健康診査、特定健診、後期高齢者医療健診及び各種検診を実施する。</li></ul>

#### 施策② 健康に関する相談・情報提供の充実

##### 事業番号25. 健康に関する相談・情報提供の充実

健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。

取組	内容
健康に関する相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>健康に関する相談・情報提供の充実を図る。</li></ul>



### 施策③ 介護予防の推進

#### 事業番号26. 介護予防事業の充実

健康で生き生きと暮らし続けるため、介護予防事業の充実を図ります。

取組	内容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージに応じた健康づくり、介護予防事業に取り組むための場や機会を提供する。</li> </ul>
介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防の必要性等について周知する。</li> <li>・ 介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。</li> <li>・ 各地域で介護予防活動の取組が広められるよう介護予防サポーターを育成する。</li> <li>・ 介護予防の自主グループの立ち上げや活動の継続を支援する。</li> </ul>

### 取組の方針（2）日常生活への支援

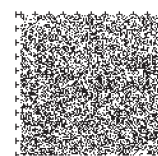
全ての人が地域において、自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、一人一人の状況に応じた生活支援を行います。

#### 施策① 日常生活への支援

#### 事業番号27. 住まいのバリアフリー化の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。

取組	内容
住まいのバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。</li> </ul>



### 事業番号28. 生活支援の充実

公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。

取組	内容
多様な主体や方法による生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の有償在宅福祉サービスなど、住民主体の生活支援のサービスの展開を支援する。</li><li>ボランティア等による生活支援のサービスの充実と担い手の増加を図る。</li></ul>

### 取組の方針（3）自殺防止に向けた取組

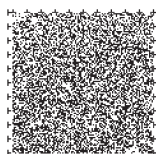
「こころといのちを支えあうまち」を目指して策定された府中市自殺総合対策計画を推進します。

#### 施策① 府中市自殺総合対策計画の推進

### 事業番号29. 府中市自殺総合対策計画の推進【新規】

府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図ります。

取組	内容
府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図る。</li></ul>





## 基本目標4 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

### 取組の方針（1）物理的なバリアフリーの推進

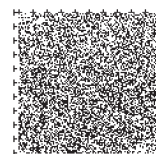
多くの市民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障害のある人を始め、全ての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

#### 施策① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進

##### 事業番号30. 福祉のまちづくり推進事業

福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。

取組	内容
カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。</li> <li>・ 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。</li> </ul>
福祉のまちづくり推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施する。</li> </ul>
福祉的環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。</li> </ul>



### 事業番号31. ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。

取組	内容
公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	・ 学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。

### 事業番号32. 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

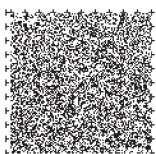
市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。

取組	内容
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	・ 高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を順次進める。
公共施設のサイン（案内）整備の拡充	・ ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。
音声案内の整備	・ 視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。

### 事業番号33. 公園のバリアフリー化の推進

トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。

取組	内容
トイレのバリアフリー化の促進	・ 誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。
ベンチ設置の拡充	・ 自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置する。
歩行空間の段差解消の推進	・ 階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園、緑道等の段差解消を推進する。



**事業番号34. 移動のバリアフリー化の推進**

高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取組	内容
道路のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等市道のバリアフリー化を推進する。</li> </ul>
交通事業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ快適に移動できるようにするため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場等の整備について、交通事業者との連携を強化する。</li> </ul>
福祉移送の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害のある人等、移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援する。</li> </ul>
コミュニティバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援する。</li> </ul>
自転車駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車利用者の利便性を確保するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。</li> </ul>

**取組の方針（2）制度のバリアフリーの推進**

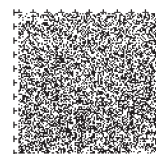
障害等のあるなしにかかわらず、全ての市民が希望する社会活動等に参加及び参画ができるための制度づくりや必要とされる福祉ニーズの把握を行います。

**施策① 幅広く使いやすい制度の推進**

**事業番号35. 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実**

市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。

取組	内容
市民参画による制度づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。</li> </ul>
協議会等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。</li> </ul>
市民の福祉ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。</li> </ul>



## 取組の方針（３）情報のバリアフリーの推進

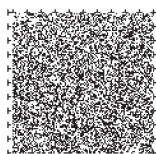
高齢者、障害のある人、外国人などを含め、誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。

### 施策① 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

#### 事業番号36. 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。

取組	内容
多様な媒体を活用した情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報、ホームページ等による情報の即時性を向上させる。</li><li>・ ケーブルテレビや出前講座、地域の掲示板等の多様な情報提供媒体を活用する。</li><li>・ 新たな情報提供手段を検討する。</li></ul>
情報利用のアクセスの機会の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 多様な情報提供手段を活用し、高齢者、障害のある人、外国人など、情報入手が困難な方における情報利用のアクセスの機会の確保に努める。</li></ul>
バリアフリー情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームページ等で、公共施設、駅、公園等のバリアフリーの整備状況について情報を提供する。</li></ul>



## 取組の方針（4）心のバリアフリーの推進

子どもから大人まで、全ての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

### 施策① 互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成

#### 事業番号37. 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

取 組	内 容
福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な広報媒体や福祉まつり等のイベント、福祉教育を通じて、ソーシャルインクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。</li> <li>• 高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。</li> </ul>
福祉教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。</li> <li>• 教員を対象として福祉研修を実施し、各学校の理解の深化につなげる。</li> <li>• 社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。</li> </ul>

